

平成 27 年度使用済製品等のリユースに関するモデル事業公募要領

平成 27 年 4 月

環境省廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

1. 事業の趣旨

リユースは、循環型社会形成推進基本法においてリサイクルよりも優先的に実施することが位置づけられており、平成 25 年 5 月に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画においても、リサイクルより優先順位の高い 2 R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築が必要とされている。同計画では特に、リユース事業について主要な循環産業の一つとして位置づけ、リユース品が広く活用されるとともに、リユースに係る健全なビジネス市場の形成につながるよう取組を進めていくことが求められているところである。

実際、平成 22 年度使用済製品等のリユース促進事業研究会報告書では、地方自治体が収集する粗大ごみ等のうち、1～2割程度はリユース可能であると判断されたとなっており、循環利用率の向上や最終処分量の削減という同計画の目標を達成するために、より一層のリユースの取組が求められている。

また、リユースを推進することにより、循環型社会の推進や低炭素社会の構築といった環境保全上の効果のみならず、住民同士の交流促進、地域活性化といった効果が期待される場所である。

以上から、環境省では、地域の様々な主体による、リユース品の渡し手、受け手、環境及び社会に好影響を与える四方良しの使用済製品等のリユースのモデルになる実証事業を支援し、地域におけるリユースの促進に資するものである。

2. 概要

(1) 公募内容

地域の団体（NPO や市民団体、大学等）や事業者、自治体が連携・協力して、新たに使用済製品等のリユースの促進に資するモデルプランを地域の特性に応じて立案のうえ、その事業の実証及び効果の検証を行う。

モデルプランの内容は、申請者が他の主体との連携を図りつつ、自主的に実施する事業であり、施設整備を伴わないソフト事業に限るものとする。

(ア) モデル事業の対象者

本モデル事業の対象者は、都道府県、市町村又は事業者、NPO 団体、大学等（以下「事業者等」という。）とする。

(イ) 対象事業及び対象者の要件

事業者等が申請するに当たっては、応募前に事業実施予定の地域の自治体と事業内

容について協議するとともに、事業を進める際の連携・協力体制を構築しておくことを要件とする。

また、平成 23 年度～平成 26 年度にモデル事業を実施した市町村であっても、改めて効果の検証・課題の整理を行っているものについては再度応募することを妨げない。

(2) 実施計画書の作成

申請者は、実施するモデルプランの内容を様式に沿って実施計画書として作成し、提出すること。

(3) 事業の助成内容

助成規模は、1 地域当たり 100 万円程度、全国で 3～5 地域を想定している。

助成内容は、会場費、広報 P R 活動の費用（例えば、ポスターやパンフレットの作成費用、その配布費用など）、モデル事業の参画者や市民などへのアンケート調査等の費用などを、環境省が選定する本事業事務局請負者から支払う。

なお、事業者等においては、環境省が選定する本事業事務局請負者と契約を締結すること。

(4) 実績報告など

モデル事業の成果を踏まえ、使用済製品等のリユースの取組の実施に係る効果の検証・評価、課題の整理及び対応策について、環境省が設置する予定の研究会で検討することを予定している。選定された事業実施者には、必要に応じて本研究会への参加や協力をお願いすることとなる。

実施期間は、モデル事業実施決定から最長平成 28 年 2 月までとし、平成 28 年 3 月 7 日までにモデル事業実施報告書を作成し提出すること。

また、本年度事業終了後も、3 年間（平成 28 年度～平成 30 年度）当該モデル事業に関するフォローアップの調査に協力すること。

3. 応募方法等

(1) 応募方法

別添の実施計画書（様式 1）に必要事項を記入の上、環境省リサイクル推進室に E メール（hairi-recycle@env.go.jp）（件名：「リユースモデル事業」の申込みについて）でお申し込みいただく。（参考資料がある場合にはあわせてお送りいただきたい。）

(2) 公募期間

平成 27 年 4 月 30 日～5 月 31 日

(3) 応募先及び問い合わせ先

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

担当：川崎、小林

電話：03-3581-3351（代表）E-mail：hairi-recycle@env.go.jp

4. 選定

(1) 選定方法

環境省において、これまでの研究会における議論も踏まえ、リユース促進及び地域への好影響の観点から、対象事業を選定する。なお、選定過程において、申請者にヒアリングや追加資料の作成等を依頼する場合がある。

(2) 選定基準

モデル事業の選定に当たっては、以下の観点から評価を行う。

(ア) 事業の有効性

- ・リユースの効果的な促進に資するものであるか。
- ・地域社会に環境面以外の好影響を与えるものであるか。

(イ) モデルとしての新規性

- ・既に一般的に見られるリユース事業ではなく、新規性を有するものであるか。

(ウ) モデルとしての発展性・波及性

- ・当該モデル事業が、他の地域にも展開可能なものであるか。

(エ) 事業の具体性・実現可能性・継続性

- ・実施計画書の計画が具体的に記入されているか。
- ・関係する主体（自治体、事業者、NPO等）との円滑な協力や連携が図られているか。
- ・事業の成果のヒアリングや報告書作成等に対応し得る体制が整えられているか。
- ・本事業終了後も、引き続き実施されることが見込まれるものであるか。

(3) 選定結果

選定結果は、平成27年6月中に申請者へ文書により通知する。

5. その他

本公募の申請にあたっては、＜別紙＞のモデル事業のテーマの例も参考にされたい。

※なお、あくまでも一例であり、地域の実情に応じた、地域の創意工夫によるリユース促進・地域社会への好影響に向けた自由な提案を求めるものである。

また、平成22年度から開催している研究会の資料、議事録、取りまとめなどを以下のU

R Lに掲載しているなので、参考にされたい。

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/>

さらに、環境省では、リユースを含む2Rの事例を集めた事例集等を作成しており、こちらも参考にされたい。

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/2r.html>

<別紙>

モデル事業のテーマの例を下記に示す。

【テーマ①】世代内・世代間の交流を促すリユース事業

(例)

- ・高齢者の技術を活かしてリユース品を加工し販売することにより、他の世代との交流を深める事業
- ・育児用品や子供服など、一定の世代内で共有される物品をリユースする事業
- ・卒業する大学生にとって不要となった物品を、入学する大学生が受け取りリユースする事業 等

【テーマ②】地域の活性化を促すリユース事業

(例)

- ・リユースの取組と地域通貨・商店のポイント制度との連携事業（リユースの取組のインセンティブの付与）
- ・古民家などのマッチングにより、地方への居住を促す事業
- ・衣服や段ボールなどの使用済物品から付加価値の高いリユース品を作り出し、販売することによる新たな地域産業の育成と雇用の創出を促す事業 等

【テーマ③】高齢化社会に対応したリユース事業

(例)

- ・買い物や食事の宅配サービス時に通い箱（使い捨てでない配送箱）の使用や食器・容器包装のリユースが行われる事業 等
- ・使用済製品を回収し、修理した上で福祉団体に寄贈する事業 等

【テーマ④】リサイクルを促すリユース事業

(例)

- ・小型家電のリサイクルのためのストックヤードでのピックアップ時に、リユース品のピックアップを同時に行う事業
- ・リサイクル事業者と連携した、中古衣類などのリユースとリサイクルを同時に実施する事業 等

なお、上記テーマはあくまで例であっても、これらテーマに留まらず、地域の実情に応じた、地域の創意工夫によるリユース促進と地域社会への好影響をもたらす自由な提案をお願いするものである。

環境省からは、必要経費の一部又は全部を支援するとともに、リユースに関する消費者意識調査、先進事例などの情報提供が可能。申請者にて普及啓発等事業の企画、広報などを行うことを前提に、開催内容は環境省と協議のうえ実施する。

(以上)